

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

送付先：PFE.KenpoJP@pfizer.com

健康保険組合記入欄

発効年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日
標準報酬月額	千円（第 級）
適用区分	低所得者 ・ 一般 ・ 上位

受付日付印

決裁	常務理事	事務長	係

*有効期限は発効日の属する月から最長1年以内の月末まで

健康保険限度額適用認定申請書
(70歳未満)

ファイザー健康保険組合宛

申請日：和暦 年 月 日

被保険者情報	氏名				被保険者等 記号番号	—		
	性別	男・女	生年月日	和暦 年 月 日				
	自宅住所	〒 —						
	連絡先	—			—			
適用対象者情報	申請理由	新規申請		継続利用	滅失・毀損による再交付申請			
	氏名				被保険者 との続柄			
	性別	男・女	生年月日	和暦 年 月 日	*入院の場合 入院日 (予定)	和暦 年 月 日		
認定証送付先	認定証は原則自宅住所へお送りします。 自宅住所と異なる住所へ送付を希望される場合、下記に記入をお願いします。							
	住所	〒 —						
	氏名							

<注意事項>

- *申請書は、直接健康保険組合にメールまたは郵送にてお送りください。
- *受付けた月の初日からの適用となります。
- *会計ごとに保険証とともに窓口へご提示ください。
- *医療費について市区町村長による助成(乳児医療助成等)や国からの公費対象(特定疾患/小児慢性特定疾患等)による給付を受けている場合は、早急にその旨を健康保険までご連絡ください。
- *使用終了後は、有効期限にかかわらず、速やかに認定証を健康保険までご返却ください。

以降の欄は、被保険者の方が低所得者の場合のみ必要となる部分です

低所得者の方はその証明が必要になります。その証明は以下のもので行ってください。

- 1) 住民税が非課税である証明を(市区町村長から)受ける
 - 2) 非課税証明書(原本)を添付する
- なお、証明する年度は以下の通りです。
イ)療養する月が8月から翌3月の場合は当該年度 ロ)療養する月が4月から7月の場合は前年度

1) 市区町村長が 証明する欄	当該被保険者には、和暦 () 年度の住民税が課せられないことを証明する。 和暦 年 月 日 市区町村長名	印
-----------------------	---	---